

令和 8 年度第 1 回社会教育委員の会議

令和 8 年 5 月 2 2 日（金）午前 1 0 時から
市役所第二庁舎 8 階・8 0 1 会議室

次 第

1 議題

- (1) 会議録の承認について
- (2) 生涯学習部事業に係る令和 7 年度総括と令和 8 年度の展望について
- (3) 社会教育関係団体への補助金交付について
- (4) 地域文庫補助金交付について
- (5) 令和 7 年度都市社連協交流大会・社会教育委員研修会について（報告）
- (6) 令和 8 年度社会教育委員の会議等日程について
- (7) 都市者連協ブロック研修会の内容について
- (8) その他

2 資料

- | | |
|---------------------------------|------|
| (1) 社会教育委員の会議録（令和 7 年度第 6 回） | 資料 1 |
| (2) 令和 7 年度当初主な事業・令和 8 年度当初主な事業 | 資料 2 |
| (3) 令和 8 年度社会教育関係団体補助金交付申請一覧 | 資料 3 |
| (4) 令和 8 年度地域文庫補助金交付内訳 | 資料 4 |
| (5) 令和 8 年度会議等の日程について | 資料 5 |
| (6) 都市者連協ブロック研修会実施内容一覧 | 資料 6 |

3 今後の予定

①第 2 回社会教育委員の会議

日時：6 月 2 9 日（月）午前 1 0 時～

場所：8 0 1 会議室

令和 7 年度第 6 回社会教育委員の会議

令和 8 年 1 月 2 3 日（金）

午 後 2 時 0 0 分 開 会

開催日時	令和 8 年 1 月 2 3 日	開会 1 4 時 0 0 分 閉会 1 5 時 3 0 分	
場 所	小金井市役所第二庁舎 8 階 8 0 1 会議室		
出席委員	議 長 笹井 宏益 副 議 長 金澤 大恵 委 員 新井 しのぶ 委 員 藤森 光一 委 員 北澤 隆司	委 員 渡邊 ふき子 委 員 伊丹 文男 委 員 鈴木 哲也	
説明のため出席した者の職氏 名	生涯学習部長 平野 純也 生涯学習課長 濱松 俊彦	図書館長 三浦 真 公民館長 鈴木 茂哉	
事務局	生涯学習係長 最所 拓也		
傍聴者 人 数	0 人		

日程	議 題	
第 1	議 題	(1) 会議録の承認について (2) 都市社連協第 5 ブロック、交流大会・全体研修会について（報告） (3) 令和 7 年度二十歳を祝う会について（報告） (4) 関東甲信越社会教育研究大会について（報告） (5) 第 5 次小金井市生涯学習推進計画に係るパブリックコメントについて（素案）

笹井議長 皆さんこんにちは。定刻になりました。小林委員はご欠席という連絡をいただいております。事務局から資料の説明をお願いします。

最所生涯学習係長 本日の次第と、次第の2番に記載のある資料1から5となります。不足してものがあれば事務局までお申し出ください。

笹井議長 それでは議題の方に入っていきたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

最所生涯学習係長 資料1をご覧ください。第3回社会教育会議の議事録ができましたので、会議録としてお配りいたしております。何か訂正あればこの場でいただいて、なければこの場でご承認いただいた後、ホームページ等で公開させていただきますのでよろしくお願いいたします。

笹井議長 よろしいでしょうか。では議題の2番目、都市社連協第5ブロック、交流大会・全体研修会報告について、事務局からご説明をお願いいたします。

最所生涯学習係長 資料2をご覧ください。第5ブロック研修会また交流大会にご出席いただきありがとうございました。特に交流大会につきましては、幹事市として無事開催できたということで、私どもとしては大変安堵しているというところであります。

また笹井会長初め、交流大会にご登壇いただいた方々、本当にありがとうございました。アンケート結果についても、おおむね好評というところでした。実施概要につきましては、記載のとおりになっております。交流大会が終わったというところで、4月に定期総会がありますので、そちらが幹事市として最後の務めということになります。引き続きよろしくお願いいたします。資料2について読ませていただきます。11月9日日曜日午後2時というところで、複数の方に来ていただきました。調布のたづくり会館12階にて演劇をテーマに開催され、かなり力が入ったというところで、圧倒された

部分がありました。令和8年度については、小金井市がブロック幹事市をやるということになっておりますので、皆様そのときもご協力よろしくお願いいたします。2番の社会教育委員の研修会について、こちらは12月13日に小金井宮地楽器ホール大ホールで行いました。笹井会長および小林委員は登壇者として舞台に立っていただいて、実際に講演並びにパネリストをやっていたというところで、改めて御礼申し上げます。内容は、各ブロック研修会の報告を第1から第5ブロックの社会教育委員の方が、報告をしております。その次に、研修会では、笹井会長の講演から始まりまして、事例発表、その後のパネリストによるパネルディスカッションというところで、こちらの方も大変ご好評ということ。タイトな時間設定だったので質疑応答の時間があまり取れなかったということ以外は、概ね無事終わったというふうに認識しております。ありがとうございました。アンケート抜粋にもありますが、おおむね好評な意見をいただきました。以上です。

笹井議長 短期間にバタバタと決めたが、うまくいったと思います。それでは次第の（3）について、事務局から説明をお願いします。

最所生涯学習係長 資料3をご覧ください。令和7年度二十歳を祝う会の実施について報告ということで報告させていただきます。令和8年1月12日に行われました。皆様大変ありがとうございました。成人の方たちも大変喜んでおり、無事終わったかと思います。今年度につきましても、毎年同様に式典から始まりまして、演奏、著名の方からビデオメッセージ、抽選会を実施しました。今年度は合計すると646名、式典に参加されたというところで、毎回大体50%を超える程度というところで推移をしております、大変多くの成人の方が集まられて、楽しい時間を過ごされたと認識しております。アンケートにある通り、大変盛り上がったというふうに認識をしておりますので来年度もぜひご参加よろしくお願いいたします。報告は以上です。

伊丹委員 出席者の人数で市外というのは、小金井市に住んでいながら、仕事とか学校で、他県に行っているような人の人数でしょうか。

最所生涯学習係長 市外の人数につきましては、現在は市外に住んでおり、案内状は届かないけれども、小中学校時代に市内で過ごされており、小金井市の二十歳を祝う会に出席を希望し、参加した人数となっております。

笹井議長 続きまして次第（４）について、事務局から説明をお願いします。

最所生涯学習係長 資料４をご覧ください。関東甲信越社会教育研究大会の開催冊子となっております。今年度については、藤森委員は急遽欠席ということで伊丹委員の方に行っていただきまして、ありがとうございました。もしよろしければ感想等、簡単にお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

伊丹委員 向こうのホテルへ泊まって２日間出席してまいりました。資料としてはこのような立派な冊子がありまして、皆様は本当に熱心に参加なさっているということを感じて、初日はプログラムの中にもございますけれども、中学校の獅子舞を披露してもらいました。素晴らしい獅子舞でテレビでもやっていました。関内ホールっていうところで開催されました。大変広く立派なところでした。初日はその後、歓迎セレモニーの後、開会宣言、式典がございまして、各委員長副委員長等々のご挨拶というところでございました。それと記念講演がございまして、その後シンポジウム、ここまでで３時間くらいでした。それで最後に閉会行事、ご挨拶があつて解散、その後懇親会がありまして、懇親会も参加してまいりました。テーブルで何人かが一緒に、関東近辺の社会教育委員の方々とお話する機会を持てたということは非常に良かった。今日お休みでございますけれども、小林委員がお見えになっていました。初日が終わりました、２日目の第１分科会に参加いたしました。第１分科会が「地域の教育力の再生と社会教育委員の役割」というテーマで、発表者として長野県の下諏訪の方と、栃木県の市貝町の方、それと神奈川の藤沢の方がおりました。演劇ではございませんでしたけれども、下諏訪では紙芝居を作ったとのことでした。それから神奈川県海老名市では社会教育委員とそれから助言者の間での協議が進んでいたとのことでした。下諏訪の場合は、計画したものが

うまくいかないため、最終的に紙芝居にしたというようなお話でございます。

社会教育委員1年生でございますので、どんなことをやっていいのかわからなかったですが、だんだんとわかってきたかなというような気持ちになっております。以上報告でございます。

最所生涯学習係長 小林委員から共有してくださいということで資料を預かっておりますので紹介いたします。関東甲信越静横浜大会の感想、所感が書いてありますので、こちらも参考にしてください。よろしくお願いいたします。以上です。

笹井議長 それでは次の議題にいきますが、第5次生涯学習推進計画について、事務局から説明をお願いします。

最所生涯学習係長 パブリックコメントについてです。第5次の推進計画を作ってまいりまして、この度、パブリックコメントを実施しておりました。実施期間は、12月5日金曜日から1月13日火曜日までで、市のホームページ等で周知いたしまして、窓口でウェブフォームを活用して、計3名の方より12件の意見をいただきました。

資料5をご覧ください。パブリックコメントの検討結果一覧を事務局で作成しております。また資料6については、今回パブリックコメントに出した最終案で、資料として添付してございます。

皆様にパブリックコメントの内容を見ていただき、意見をいただいた上で、最終的に庁内検討委員会の方でパブリックコメントの結果含めて決定していくという流れになっております。その間ですね軽微な修正等に入るかと思いますが、今の時点でのご意見をいただければと思っております。

簡単に一つずつご説明させていただきます。1番から12番まであります。

まず1番、地域でつくる生涯学習を効果的にするために、この方は学校施設の空調管理設備を強く希望されております。特別教室等は空調を早期に完成させるというところと、あと運用のルールを決めてほしいというところになっております。担当は学務課ということで、こちらの方は規定や学校施設の空調管理という点で、今回の計画ではなかなか難しい部分ではあるという認識でございました。意

見を担当課に伝えますということで、回答案はこちらに書いてある通り、学校施設における空調設備については、担当部署と共有してというような形で考えております。

2番について、広報の件です。具体的な発信方法や内容の充実についてと、生涯学習の周知についてというところです。公式ホームページ公式X、公式LINE、いろいろ活用する予定ですが、他にも積極的な活用ということで意見がありました。更なる検討ということで、パブリックコメント案としては回答をしようと思っております。続きまして3番目、ナイター設備について、学校施設や公園にナイターをつけてくれというご要望になっております。施設設備について、具体的にそのナイター設備の設置について言及は難しいため、今回は意見として承りますというところと、学校施設については、策定中の長寿命化計画に地域とともにある施設とうたっておりまして、地域活動の拠点として学校施設の整備を進めていくとなっておりますというところと、公園については、より使いやすい安全な設備にしていくと考えておりますので、そのことを回答案として記載をしたいと思います。

続きまして4番目、計画全般について、社会教育において、成人教育の部分が抜けているというご趣旨なのかなと理解しております。ここに書いてある通り、リカレント教育を初め、大人の学び直し等の推進をしていくというような回答になろうかと考えております。5番の「基本方針について」の部分でございます。こちらにつきましては、19ページに基本方針として記載しております。表現に関するご指摘であると受け止めております。現時点におきまして、私どもとしては、言葉遣いは適切であると考えております。いただいたご指摘につきましては、ご意見として承りたいと存じます。

続きまして、6番についてでございます。資料素案に、小中学生を対象として実施したアンケートの結果を記載しておりますが、その説明にとどまっているのではないかとというご指摘をいただいております。たとえば、「小学5年生が地域の大人と関わることに抵抗を感じている」といった記述がある点についてですが、今回のアンケートは、子どもたちの意識や傾向を把握することを目的として実施したものでございます。個別の回答内容につきましては、当然ながら十分に踏まえ、今後の取組に生かしていく考えでおります。しかしながら、本計画の中で、個別具体的な課題や詳細な分析結果ま

で記載することは難しいため、計画書としてはそこまで踏み込んだ記述は行わない方針としております。アンケート結果は、生涯学習の推進に向けた基礎資料として活用していくという位置づけで整理してまいりたいと考えております。

7番のSDGsに関するご指摘についてでございます。SDGsの記載につきましては、回答案のとおり適切に反映していると考えておりますので、現時点では特に問題はないものと認識しております。また、計画の中でコラムという形でSDGsを取り上げることも検討しており、その点も含めて現在整理を進めているところでございます。以上を踏まえ、回答案としてはこのような形で対応したいと考えております。

8番の「リスクリング・リカレント教育」に関するご指摘についてでございます。リスクリングへの言及がないという点につきましては、ご指摘のとおりでございます。ただし、リスクリングとリカレント教育は類似した側面を持ちながらも、本来は異なる概念であるため、私どもとしては回答案のとおり、両者を明確に区別して使用しているところでございます。リスクリングに直接触れていない点は事実ではございますが、計画内では両者の使い分けを適切に行っているとの認識であり、回答案のとおり、今後も明確に区別して記載していく考えでございます。

9番の「地域とともに作る生涯学習」と「地域の諸活動の担い手」に関するご指摘についてでございます。毎年評価すべきではないかというご意見として受け止めております。地域の担い手不足につきましては、地域の担い手について小委員会などを通じて、私どもも課題として認識しております。こうした状況を改善できるよう、ボランティアセミナーの活用など、担い手育成につながる取組を進めていきたいと考えております。以上を踏まえ、回答案のとおりに対応とさせていただきたいと存じます。

10番の「庁内の連携強化」、特に市長部局と教育委員会の連携に関するご意見についてでございます。ご指摘は、両者の連携の在り方についてどのように考えているのか、という点であると受け止めております。市長部局と教育委員会の連携につきましては、引き続き、教育総合会議をはじめとした様々な場を通じて、協働を進めていきたいと考えております。今後もあらゆる形で連携を図りながら、教育施策の推進に努めてまいりたいと考えております。以上を踏まえ、

回答案のとおり対応したいと存じます。

11番のご指摘についてでございます。文中にさまざまな語句が登場するものの、その説明が十分ではないというご意見として受け止めております。今回のパブリックコメントには間に合いませんでしたが、回答案のとおり、文中で使用している語句につきましては、巻末に用語集を掲載する予定でございます。必要に応じて、用語の説明を加える形で対応してまいりたいと考えております。

12番の「記載内容の修正」に関するご意見についてでございます。素案における部署名や文書表現について、さまざまなご指摘をいただいているものと認識しております。基本的には、素案に記載している部署名や文書表現は適切であると考えており、ご指摘の点につきましてはご意見として承りたいと存じます。ただし、現行の素案の中で誤字脱字など、明らかに誤りが認められる箇所につきましては、パブリックコメントでのご意見も踏まえ、適宜修正を行う予定でございます。現時点では、当該ファイルにおける表現は正しく使用されているとの認識であり、以上の内容で回答したいと考えております。

パブリックコメントの結果については以上でございます。

鈴木委員

3番のナイター設備についてでございます。私自身、学童野球から中学校の野球部まで子どもを野球に携わらせてきた親として申し上げますと、現在はグラウンドの確保が非常に困難な状況でございます。抽選の際には保護者が総動員で申し込みを行う状況であり、抽選に外れてしまうと別のグラウンドを探さざるを得ません。しかし、どこも予約で埋まっており、圧倒的にグラウンドや設備が不足していると感じております。また、現在議論されているバイパス整備に伴い、同地の野球場が撤去されとの説明がございました。そうすると、市内でナイター設備を備えた野球場がどこにあるのか、私自身把握しておりません。「いずれ整備する」という段階ではなく、道路整備が進むまでの間に、グラウンドへのナイター設備設置を計画的にご検討いただく必要があるのではないかと懸念しております。以上が1点目でございます。

続きまして、9番の地域の担い手不足についてでございます。ご回答案では「地域の担い手不足を認識しており、解消に向けて努力する」との記載がございましたが、これは社会教育の分野でも広く指摘

されている全国的な課題であると承知しております。しかし、実際に「つなぐ役割」を担ってみますと、自治会、子どもたち、中学生、子育て世代など、それぞれ活動時間も立場も異なり、さらに自治会側の希望や子どもたちの都合なども重なり、現実にはなかなかうまくいかないことを実感しております。もし本当に地域の担い手不足を課題として認識されているのであれば、まずはそのギャップを埋めるために、成功事例を学ぶ機会を設けたり、コーディネート業務に関する研修を受けられるようにしたりすることが必要ではないかと考えます。希望される方には、段階的にトレーニングを提供するなどの支援がなければ、いきなり担い手として活動するのは難しいのではないかと思います。こうした点も、次期生涯学習計画を具体化していく中で、何らかの政策として検討いただけると良いのではないかと考えております。以上でございます。

笹井議長

町内会や地域の中で感じていることとして、どの地域でも同様の課題があり、短期的には解決が難しいという点がございます。町内会の仕組みは、もっと柔軟な組織にしていくべきではないかというご提案でございます。工夫や変化を取り入れていくことが、地域全体にとって一般的かつ重要な課題であると感じております。公園の管理や地域活動においても、同様の課題が見られるところでございます。

池田委員

8番のリカレント教育について、私のイメージですが、リカレントは学校卒業後の学びが中心で、生涯学習課が手に負えない分野ではないかと思います。

笹井議長

学校を卒業した後の学び直しの中には、大学や専門学校など学校教育が関わる部分もございますが、基本的には学校以外の場で行われる学びが中心となっております。一方で、今回の計画は行政計画であり、行政やその関連機関、団体、あるいは地域のNPOなどが担う領域を対象としております。企業の業績向上や生産性向上を目的としたリスクリングとは性質が異なり、そこに認識の違いがあるのではないかと感じております。企業向けのリスクリング施策は、経済産業省が主導して進めているスキームであり、デジタル分野の学び直しなども含め、国全体の産業政策として展開されているものです。

日本全体として成長が停滞し、国際競争力が低下している中で、一人ひとりの生産性向上のために学び直しが求められていることは理解しております。しかし、こうした施策は産業政策の領域であり、教育委員会や区市町村の産業振興担当だけで対応するのは難しい面がございます。企業は特定の地域にとどまらず活動しているため、東京都や国など、より広域的な枠組みで取り組むべき課題であると考えております。したがって、今回の生涯学習計画において、企業向けリスキリングを直接的に位置づけていないのはそのためでございます。ただし、大学との連携や地域の学習機会の提供など、行政として可能な範囲で学び直しを支援する取り組みは検討してまいります。

以上でございます。他にご意見がございましたらお願いいたします。

最所生涯学習係長 本日の議題については以上となります。計画のスケジュールについて説明させていただきます。今回パブリックコメントについて皆さんにご意見いただいて、微修正した後、2月中にホームページ等で公開となります。2月25日の会議のときに巻頭デザイン含め完成形に近い計画書をお示しできればと思っております。今後の予定としましては、2月2日、四者合同会議となっております。内容が会議ではなく、講演があった後、グループディスカッションしていただくという形となっております。第8回は2月25日に最後の社会教育委員会会議ということで、よろしくお願いいたします。最後に、東京都の方から通知文が来ておりまして、ぜひ社会教育委員の皆様にといいところで、笹井先生のオンラインセミナーとなっておりますので、ぜひ視聴をお願いいたします。以上です。

笹井議長 それでは今日の会議はこれまでとなります。お疲れ様でした。

事務局 ありがとうございました。

—— 了 ——

【令和7年度当初予算主な事業】

●生涯学習課

(単位：千円)

第5次生涯学習推進計画策定関係経費	4,423	令和2年度末に策定した生涯学習推進計画を見直すため、社会教育委員会議の中に小委員会を立ち上げ、細部の検討を行い令和7年度末に第5次計画を策定する。
東京都市町村社会教育員連絡協議会関係経費	3,212	東京都市町村社会教育委員連絡協議会の会長市になることから、会計年度任用職員(月額)を1人雇用し、26市3町への連絡、印刷物発行等を行う。
総合体育館改修工事	127,600	大体育室及びプールの雨漏り対策並びに剣道場の冷暖房設備等改修工事を行う。
体育施設指定管理関係経費	268,484	指定管理先を変更し、キャッシュレス決済の導入やフィットネスマシン・プールロッカーの入替えを行い、サービス向上を図る。

●図書館

(単位：千円)

	事業費	内 容 等
図書館事業に要する経費 修繕料	1,230	児童室書架の老朽化やスペースの有効活用を行うため、文学、大型絵本・文学書架及び紙芝居・文学書架の修繕を行う(森林環境譲与税活用事業)。
図書館システム等借上料	—	令和7年4月にリース期限を迎えるため、令和8年6月まで再リースを行い、システムの入替えを行う(債務負担行為 令和7年度～令和13年度)。

●公民館

公民館維持管理に要する経費 修繕料(テニスコート、畳)	1,001	緑分館のテニスコートのライン引き直し等の修繕を行う。また、公民館本館の集会室にある畳の表替えを行う。
公民館空調設備改修工事関係経費	65,230	貫井南センター館内空調、緑分館視聴覚室空調の設備更新を行う。
公民館維持管理に要する経費 備品購入費(体育・音楽・保育機器類)	117	公民館貫井北分館スタジオのアンプが故障しているため、新たに1台購入する。
少年教育事業に要する経費	177	公民館本館及び貫井南分館にて少年教育事業を実施する。

【令和8年度当初予算主な事業】

●生涯学習課

(単位：千円)

少年自然の家厨房空調設備設置等工事	13,035	近年の急激な気候変動に対応するため、厨房内に空調設備を設置する。
無形指定文化財調査業務事業関係経費	3,671	「江戸の糸あやつり人形」について、国の重要無形民俗文化財指定を目指すため、記録保存を図るとともに学術的調査を行い、調査報告書を作成する。
学校部活動地域展開事業運営委託料	1,814	学校部活動地域展開の推進のため、実証事業の実施及び検証を行う。
上水公園グラウンド改修関係経費	58,430	上水公園のグラウンドについて、不陸や軽石の表出が見られるため、整備工事を行う。
総合体育館照明LED化工事	80,531	大体育室の水銀灯について、令和9年度末までに水銀灯が製造・輸出入が禁止されることに伴い、LED化を実施する。
栗山公園健康運動センターエレベータ改修工事	11,729	小金井市社会教育関係施設個別施設計画に基づき、設置後30年以上経過しているエレベータの改修工事を実施する。

●図書館

(単位：千円)

事業名等	事業費	内 容 等
図書館事業に要する経費修繕料	1,254	児童室書架の老朽化対策やスペース活用のため、外国語絵本、児童絵本、児童文学、木製ブックトラック等の修繕を行う。
図書館基本計画策定支援委託料	6,312	現計画の期間満了に伴い上位・関連計画等との整理、取組結果の確認、市民アンケート等を実施し、次期計画を策定する。
公衆無線LAN回線使用料(本館)	754	図書館本館に公衆無線LAN(Wi-Fi)環境を構築する。

●公民館

公民館維持管理に要する経費修繕料(エレベータ)	3,652	貫井南分館、緑分館及び貫井北分館に設置しているエレベータについて、経年劣化や部品交換周期による修繕を行う。
公民館防犯カメラ借上料	405	公民館全館の出入口付近に防犯カメラを設置することにより、利用者が安心安全に利用できる環境整備を行う。

資料3－1

令和8年度第1回
社会教育委員の会議

令和8年5月22日
生涯学習部生涯学習課

令和8年度社会教育関係団体補助金交付申請一覧

(単位：円)							
団体名	補助対象事業	事業予算額	補助対象経費	申請額	交付予定額	登録後1年以上の実績	これまでの交付回数 (交付年度)
ベル・ブリーモ	イングリッシュハンドベルコンサート	54,750	54,750	20,000	20,000	有	1回 (R7)
風ぐるま	第6回風ぐるま朗読会	323,000	82,000	30,000	30,000	有	4回 (R3、R5、R6、R7)
計			136,750	50,000	50,000		

(単位：円)					
団 体 名	補助対象事業	事業予算額	補助対象経費	申請額	交付予定額
小金井市立小中学校PTA連合会	児童生徒の健全育成及び環境整備	669,273	669,273	150,000	150,000
計			669,273	150,000	150,000

○小金井市社会教育関係団体補助金交付要綱

平成12年 6 月 1 日制定

改正

平成13年 4 月 1 日

平成16年 6 月11日

小金井市社会教育関係団体補助金交付要綱

小金井市社会教育関係団体補助金交付要綱（昭和57年 4 月 1 日制定）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、小金井市補助金等交付規則（平成12年規則第27号。以下「規則」という。）第23条の規定に基づき、社会教育関係団体の行う事業の経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

（補助対象団体）

第 2 条 補助の対象となる団体は、小金井市社会教育関係団体登録要綱（昭和57年 3 月 1 日制定）の規定に基づき小金井市社会教育関係団体として登録してから 1 年以上の実績を持ち、かつ、構成員の 2 分の 1 以上の者が市内に在住、在勤又は在学している団体（以下「団体」という。）とする。

（補助対象事業）

第 3 条 補助の対象となる事業は、原則として社会教育を主たる目的とし、かつ、一般市民を対象にした事業で、おおむね次に掲げるものとする。

- （1） 各種講演会、講習会、大会等の事業
- （2） スポーツ、レクリエーション等の事業
- （3） 芸能文化活動等の事業
- （4） 調査研究の発表事業及び資料作成事業
- （5） その他社会教育の振興に必要と認められる事業

2 前項の補助対象事業は、1 団体につき年間 1 事業とし、5 回の補助を限度として見直しを行うものとする。ただし、政治、宗教及び営利活動は補助の対象としない。

（補助対象経費）

第 4 条 補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- （1） 報償費（謝礼）
- （2） 消耗品費
- （3） 印刷製本費
- （4） 役務費（通信運搬費）
- （5） 使用料及び賃借料
- （6） その他必要と認めたもの

（補助金交付額）

第 5 条 補助金は、予算の範囲内において補助対象経費の 2 分の 1 を限度として交付する。

（補助事業の実施期間）

第 6 条 補助事業の実施期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までとする。

（交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする団体は、当該年度の 4 月30日までに社会教育関係団体補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「補助金交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- （1） 補助事業等計画書

- (2) 収支予算書
 - (3) 補助金の交付を受けようとする年度の前年度の活動報告書
 - (4) 補助金の交付を受けようとする年度の前々年度の収支決算書
 - (5) 会報又はそれに準ずる機関紙等
 - (6) その他必要書類
- (交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請書に係る補助金の交付が規則第3条に定める基本原則及び法令等の規定に違反していないか、補助事業の目的及び内容が適正であるか金額の算定に誤りがないか等を調査し、社会教育委員の会議の意見を聴いた上で、補助金の交付を決定するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができるものとする。

- 2 市長は、補助金を交付することと決定したときは社会教育関係団体補助金交付決定通知書（様式第2号）により、又は補助金を交付しないことと決定したときは社会教育関係団体補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに当該団体に通知しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金等の交付を決定した場合において、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情変更により特別の必要が生じたときには、補助金等の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又はその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(団体の責務)

第11条 団体は、補助金の交付の決定の内容及び条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

- 2 補助金に係る予算の執行の適正化を図るため、市長が調査の必要があると認めたときは、団体は補助事業に係る帳簿その他の資料を提示し、又は内容を報告しなければならない。
- 3 団体は、市長又は監査委員の監査に応じなければならない。

(計画変更の承認等)

第12条 団体が補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に補助事業等計画変更申請書（様式第4号）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書を受けたときは、承認の可否を決定し、補助事業等計画変更（承認・不承認）決定通知書（様式第5号）により、団体に通知しなければならない。

(事故報告)

第13条 団体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を調査し、団体に対して必要な指示をしなければならない。

(実績報告書)

第14条 団体は、補助事業完了後2か月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了後1か月以内のいずれか早い時期までに補助事業等実績報告書（様式第6号）に事業報告書、収支決算書及び関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認め

たときは、提出期限を延長することができる。

（実績報告書の審査等）

第15条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査しなければならない。

2 前項の規定による審査及び調査等により、補助金の交付内容及び交付条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、団体に社会教育関係団体補助金確定通知書（様式第7号）により通知しなければならない。この場合において精算金の返還が生じたときは、市長は返還期限を定めて団体に返還を請求しなければならない。

（是正のための措置）

第16条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを団体に命ずることができる。

（交付の決定の取消し）

第17条 市長は、団体が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 前項の規定は、団体について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 第1項の規定により取消しをした場合は、社会教育関係団体補助金交付決定取消（全部・一部）通知書（様式第8号）により通知しなければならない。

（補助金の返還）

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、返還期限を定めて社会教育関係団体補助金返還命令書（様式第9号）により返還を命じなければならない。

（財産処分の制限）

第19条 団体が補助事業により取得し、又は効用を増加した次の各号に掲げる財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して市長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（1） 不動産及びその従物

（2） 工作物、機械及び器具で、市長が指定するもの

（3） 前2号のほか、特に市長が認めるもの

（関係書類の保管）

第20条 市長は、団体に対して、収入、支出その他の関係書類を、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初めから起算して5年間を限度として保管を義務付けることができる。

令和 8 年 度 第 1 回
社会教育委員の会議資料

令和 8 年 5 月 2 2 日
生涯学習部図書館

令和 8 年度地域文庫補助金交付内訳

団 体 名	団体の目的	補助対象事業	交 付 額	根 拠 規 定
小金井市子ども文庫 サークル連絡会	地域で活動している文庫、サークル相互の連絡や親睦、子どもの本について考え学習し向上を図る。	子どもと本を結ぶ事業	3 0 , 0 0 0 円	小金井市地域文庫 補助金交付要綱

平成12年10月11日
制定

小金井市地域文庫補助金交付要綱（昭和62年12月11日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、小金井市補助金等交付規則（平成12年規則第27号。以下「規則」という。）第23条の規定に基づき、地域文庫に対して事業の経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

（補助対象団体）

第2条 補助対象となる地域文庫は、図書及び読書に関する研究、調査、相談、講習その他の活動のための各種事業を行うことによって、地域社会に奉仕する団体（以下「団体」という。）をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助対象となる事業は、前条で掲げる図書活動を主な目的とした事業とする。ただし、政治、宗教及び営利活動は補助の対象としない。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- （1）報償費（謝礼）
- （2）消耗品費
- （3）印刷製本費
- （4）役務費（通信運搬費）
- （5）使用料及び賃借料
- （6）その他市長が必要と認めるもの

（補助金交付額）

第5条 補助金は、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1を限度として交付する。

（補助事業の実施期間）

第6条 補助事業の実施期間は、毎年度4月1日から翌年3月31日までとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、地域文庫補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- （1）補助事業等計画書
- （2）収支予算書
- （3）定款又は規約
- （4）団体役員名簿
- （5）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請書に係る補助金の交付が法令等の規定に違反していないか、補助事業の目的及び内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

（補助金の交付の条件）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

2 市長は、補助金を交付することと決定したときは、地域文庫補助金交付決定通知書（様式第2号）により、又は補助金を交付しないことと決定したときは、地域文庫補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに当該団体に通知しなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第10条 市長は、補助金の交付を決定した場合において、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又はその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち

既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（補助事業者の責務）

第11条 補助対象となる事業を行う団体（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定の内容及び条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

2 補助金に係る予算の執行の適正化を図るため、市長が調査の必要があると認めたときは、補助事業者は補助事業に係る帳簿その他の資料を提示し、又は内容を報告しなければならない。

3 補助事業者は、市長又は監査委員の監査に応じなければならない。

（計画変更の承認等）

第12条 補助事業者が補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ地域文庫補助事業計画変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受けたときは、承認の可否を決定し、地域文庫補助事業計画変更（承認・不承認）決定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知しなければならない。

（事故報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を調査し、補助事業者に対して必要な指示をしなければならない。

（実績報告書）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、2か月以内に地域文庫補助事業実績報告書（様式第6号）に事業報告書、収支決算書及び関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、提出期限を延長することができる。

（実績報告書の審査等）

第15条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査しなければならない。

2 前項の規定による審査及び調査等により、補助金の交付内容及び交付条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に地域文庫補助金確定通知書（様式第7号）により通知しなければならない。この場合において、精算金の返還が生じたときは、市長は返還期限を定めて補助事業者に返還を請求しなければならない。

（是正のための措置）

第16条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを補助事業者に命ずることができる。

（交付の決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業者について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第1項の規定により取消しをした場合は、地域文庫補助金交付決定取消（全部・一部）通知書（様式第8号）により通知しなければならない。

（補助金の返還）

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、返還期限を定めて地域文庫補助金返還命令書（様式第9号）により返還を命じなければならない。

（財産処分の制限）

第19条 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用を増加した次の各号に掲げる財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して5年を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 工作物、機械及び器具で、市長が指定するもの
- (3) 前2号のほか、特に市長が認めるもの

(関係書類の保管)

第20条 補助事業者は、収入、支出その他の関係書類を5年間保管しなければならない。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成12年10月11日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の改正前の小金井市地域文庫補助金交付要綱（昭和62年12月11日制定）によって行われた補助金の申請及び決定は、この要綱による改正後の小金井市地域文庫補助金交付要綱に基づいて行ったものとみなす。

様式第1号

(第7条関係)

様式第1号（裏面）

様式第2号

(第9条関係)

様式第3号

(第9条関係)

様式第4号

(第12条関係)

様式第5号

(第12条関係)

様式第6号

(第14条関係)

様式第6号（裏面）

様式第7号

(第15条関係)

様式第8号

(第17条関係)

様式第9号

(第18条関係)

令和8年度社会教育委員の会議等日程（案）

1 社会教育委員の会議

月 日	曜	内 容	時 間	場 所
4/24	金	第1回社会教育委員の会議	10時～	801 会議室
5/22	金	第1回社会教育委員の会議	10時～	801 会議室
6/29	月	第2回社会教育委員の会議	10時～	801 会議室
8/21	金	第3回社会教育委員の会議	10時～	801 会議室
10/22	木	第4回社会教育委員の会議	10時～	801 会議室
11 下旬		第5回社会教育委員の会議（管外視察）	未定	未定
1/22	金	第6回社会教育委員の会議	10時～	801 会議室
2月中旬		第7回社会教育委員の会議	未定	未定
2月下旬		第8回社会教育委員の会議	未定	未定

※ 第7回、第8回のいずれかは四者合同会議（図書館協議会担当）となります。

2 東京都市町村社会教育委員連絡協議会関係の会議日程

月 日	曜	内 容	時 間	場 所
4/18	土	都市社連協定期総会	午後	小金井市

※ 総会をもって、会長市が小金井市から小平市に代わります。

月 日	曜	内 容	時 間	場 所
11/19（木）～ 20（金）		関東甲信越静社会教育研究大会 群馬大会 ＜希望者2名参加＞	未定	Gメッセ群馬（高崎市）
11/15	日	都市社連協第5ブロック研修会 ＜ブロック幹事市：小金井市＞	未定	萌え木ホール
12/12	土	都市社連協交流大会・全体研修会	午後	ルネこだいら（小平市）

3 その他（社会教育委員へ来賓出席依頼）

令和9年1月11日（月・祝）「二十歳を祝う会」

令和6年度における都市社連協ブロック研修会実施内容一覧

資料

日程	市名	表題	方法	内容
11月16日 (土) 午後 2時～4時	羽村市	こども・若者の居場所づくり がまちの未来をひろげる	事例発表・グループ ワーク	事例発表 1 子ども・若者の拠り所 地域の方々との交流を通して、 すべての人々があるままの自分でいられる居場所づくり らいむぎハウス 代表 水嶋 恵子 2 「やってみたい」を大切に こどもが主役の遊び体験 羽村の自然環境を活かし、遊びに没頭できる場づくり はむらプレーパークの会 代表 永川みつ子
11月9日 (土) 午後1 時30分～ 4時	国立市	すべての市民が学び続けら れるまちを目指して	第1部 事例報告 第2部 グループディ スカッション	第1部 事例報告 ①多様な主体の協力による、共生に向けた学びの機会創 出 井口 啓太郎 氏 (国立市公民館館長補佐) 土屋 一登 氏 (一般社団法人眞山舎代表) ②産官学民で共創する地域コミュニティ活性化とその変遷 内藤 哲文 氏 (NPO法人くにあち富士見台人間環境キーステーション 理事長) 辻川 菖太郎 氏 (一橋大学まちづくりサークルPro-K) 横田 育夢 氏 (一橋大学まちづくりサークルPro-K) ③まち・ひと・わたしを結ぶ ～社会教育における人権学習の取り組みから～ 加藤 友志 氏 (国分寺市立並木公民館職員)
10月5日 (土) 午後2 時～午後4 時25分	多摩市	自ら学び、あなたと考え、と もに創るわたしたちのまち 「多摩市」と未来	講演、中央図書館見 学	第1部 講師:大妻女子大学 社会情報学部 社会情報学科 教授 炭谷 晃男 氏 第2部 施設説明:図書館長 渡邊 哲也
10月4日 (金) 午後1 時30分～ 4時	清瀬市	子どもと社会をつなげる地 域づくり ～多様な世代の参加で始 まる担い手育成～	講演会(事例発表3 件)及びグループ ディスカッション	事例発表 (1)「誰もが学校の作り手として生きる」 清瀬市学校支援本部 齊藤 しのぶ 氏 (2)「居場所づくりは地域づくり」 特定非営利活動法人ウイズアイ 黒田 一美 氏 (3)「高齢者福祉分野の『コーディネーター』が取り組む地 域づくり～子ども支援との共通のゴールを探る～」 清瀬市社会福祉協議会 浅見 真帆子 氏
11月16日 (土) 午後1 時30分～ 4時	府中市	地域の課題解決における 「学び」の意味を考える	事例報告(インタ ビュートーク)とグ ループワーク	・事例報告(インタビュートーク) テーマ:地域で活躍するリーダーから「活動」と「学び」の関 係を聞く 講 師:NPO法人 ママチャリーズ 理事長 成川 綾 氏 i-ze(いーぜ) 代 表 山根 浩子 氏 聞き手:府中市生涯学習審議会 会 長 長畑 誠 (明治大学ガバナンス研究科教授) ・グループワーク テーマ:「学び」は地域社会の課題解決にどうつながるの か?～「学び」から活動へ～